

防災基本計画 第11編 原子力災害対策編（平成24年9月）（抜粋）

第1章 災害予防

第2節 防災知識の普及

1 防災知識の普及

○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，文部科学省，消防庁〕，地方公共団体及び原子力事業者は，住民に対し，緊急時にとるべき行動，避難場所での行動，原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及，啓発を図るものとする。教育機関は，防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(4) 各機関の防災体制の整備

○国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会等〕は，指定行政機関との連絡方法，初期動作，緊急事態応急対策，原子力災害事後対策，参集要員等を定めた関係省庁マニュアル（原子力災害対策マニュアル）を策定するものとする。

(6) 複合災害に備えた体制

○国，地方公共団体等の防災関係機関は，複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより，被害が深刻化し，災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し，防災計画等を見直し，備えを充実するものとする。

○国，地方公共団体等の防災関係機関は，災害対応に当たる要員，資機材等について，後発災害の発生が懸念される場合には，先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど，望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ，要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに，外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携体制

○国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会，内閣府，警察庁，消防庁，海上保安庁，防衛省〕は，警察機関，消防機関，海上保安部署，自衛隊の実動組織間で緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう，日頃から，原子力災害を想定した訓練を行うなど体制を整備するものとする。

○消防庁及び地方公共団体は，消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進するなど，消防相互応援体制の整備に努め，緊急消防援助隊を充実強化するとともに，実践的な訓練等を通じて，人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

○原子力事業所における応急対策は原子力事業者の責任において実施すべきものであり，原子力事業者は応急対策に必要な資機材や実施手順等を予め整備する。国〔原子力災害会議事務局，原子力規制委員会，関係省庁〕は，原子力事業者における整備状況を踏まえ，実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討するものとする。

○このため，国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕は，関係省庁と原子力事業者が，平常時から，原子力事業者の装備資機材の整備状況及び訓練の実施状況等の情報を共有し，応急対策及びその支援について検討するための連絡会議を設ける。また，国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕は，関係省庁，地方公共団体及び原子力事業者等が参加する訓練を活用して，連絡会議における検討内容の検証を行うものとする。

○国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕は，連絡会議における検討結果，訓練結果の検証等を踏まえ，関係省庁，地方公共団体，原子力事業者等と協議の上，原子力災害対策マニュアル等に反映する。

(13) 専門家の派遣体制

○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省〕は，指定公共機関〔独立行政法人原子力安全基盤機構，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング，医療等に関する専門家，原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について，原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。

3 緊急輸送活動関係

○国〔原子力規制委員会、原子力防災会議事務局等〕は、緊急時に対策拠点施設、原子力施設事態即応センター等に派遣する職員の派遣体制を整備・維持するものとする。現地への国の職員の派遣に当たっては、車両、航空機等による輸送支援について、緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

4 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

○地方公共団体は、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。

○救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁〕は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握し、必要に応じ情報交換を行い、適切な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

○救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁〕及び地方公共団体は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

○消防庁及び地方公共団体は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

○原子力事業者は、被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療を行える体制を整備しておくとともに、原子力施設内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れについて緊密な関係を維持するものとする。

(3) 消火活動関係

○地方公共団体は、平常時から原子力事業者等と連携を図り、原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

5 防災業務関係者の安全確保関係

○原子力事業者は、国、地方公共団体及び他の原子力事業者の実施する応急対策に対し、必要に応じて除染等を行う防災要員の派遣、放射線防護用器具の貸与等を行うなど相互に協力するものとする。また、原子力事業者は、関係機関への通報に当たって、不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

○国及び地方公共団体は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、防災業務関係者に対し、安全確保に関する必要な研修、教育訓練を行うものとする。

8 防災関係機関等の防災訓練等の実施

(2) 訓練の実施

○国、地方公共団体、原子力事業者等の関係機関等は、国〔原子力防災会議事務局、原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、通報、モニタリング、緊急被ばく医療等の防災活動の各要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに実動機関を含む関係機関等は積極的な支援を行うものとする。

○国は、各種防災訓練に積極的に参加し、地方公共団体等との連携を図るものとする。

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

○核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者（本節及び第2章第7節において「原子力事業者等」という。）、原子力規制委員会、原子力防災会議事務局、国土交通省、海上保安庁、警察機関及び消防機関は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力を努めるものとする。

- 原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、
 - ・原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府，国土交通省，最寄りの警察機関，消防機関，海上保安部署及び自衛隊への迅速な通報
 - ・消火，延焼防止の措置
 - ・核燃料輸送物の安全な場所への移動，その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の者の立入りを禁止する措置
 - ・緊急時モニタリングの実施
 - ・運搬に従事する者や付近にいる者の退避
 - ・核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
 - ・放射線障害を受けた者の救出，避難等の措置
 - ・その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置
- といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため，事故時の応急措置，事故時対応組織の役割分担，携行する資機材等を記載した運搬計画書，迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに，運搬を行う際にはこれらの書類，必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また，危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに，必要なマニュアルの整備を図るものとする。
- 原子力事業者等は，運搬中の事故により特定事象が発生した場合，直ちに原子力防災管理者を通じ官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府，国土交通省並びに事故発生場所を管轄する都道府県，市町村，警察機関，消防機関及び海上保安部署など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。
 - 国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，国土交通省〕は，現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては，車両，航空機等による輸送支援について，緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。
 - 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は，直ちにその旨を都道府県に報告し，事故の状況の把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，消防職員の安全確保を図りながら，原子力事業者と相互に協力して，消火，人命救助，救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立

1 警戒事象発生時の連絡等

○原子力規制委員会原子力事故警戒本部は，警戒事象の発生及びその後の状況について，指定行政機関，関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。

○原子力規制委員会は，PAZを管轄に含む地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，災害時要援護者の避難を含む援護体制を構築するよう連絡するものとする。

2 特定事象発生時の連絡等

(1) 特定事象発生情報の連絡

○原子力防災管理者は，特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに，送信後，直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

(2) 特定事象発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡

○原子力事業者は，官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に施設の状況，原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況，被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。原子力規制委員会は，連絡を受けた場合，現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

5 原子力事業者の活動体制

○原子力事業者は、特定事象発生の通報を行った場合、直ちに原子力災害の発生の防止のために必要な応急対策を行い、その概要等を、官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に連絡するものとする。

7 自衛隊等の原子力災害派遣等

○上記のほか、国〔原子力規制委員会、関係省庁(実動組織含む。)]は、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で、必要がある場合には、連携して原子力災害収束に向けた対応の支援を行うものとする。

10 その他

(1) 防災業務関係者の安全確保

○防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

○国、地方公共団体等は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。

○国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2節 屋内退避、避難収容等の防護及び情報提供活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

○国〔原子力規制委員会、関係省庁(実動組織含む。)]は、地方公共団体の要請等に応じ、住民避難の支援を行うものとする。

5 広域一時滞在

○原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

○避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

第3節 原子力被災者の生活支援活動

○原子力被災者生活支援チームは、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として設置された後において、関係省庁、指定公共機関等の協力を得ながら、地方公共団体、原子力事業者、関係団体等との調整を行い、以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお、関係省庁は、事故対応の進捗の状況に応じて、各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者のスクリーニング及び除染(原子力規制委員会、内閣府、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、防衛省、警察庁、国土交通省、農林水産省、消防庁、環境省)

第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持

○警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

○警察機関、消防機関、道路管理者、鉄道事業者及び海上保安部署は、警戒区域の設定や避難のための立ち退きのための勧告、指示等を行った区域について、勧告、指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

3 緊急輸送関係省庁の輸送支援

○緊急輸送関係省庁は、緊急事態対策監、専門家、緊急時モニタリング要員、現地対策本部等の要員、医療関係者等の派遣に際して、原子力緊急事態宣言発出前においては原子力規制委員会の依頼、原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部長の要請及びあらかじめ定められた緊急輸

送に関する計画に基づき速やかに輸送支援を行うものとする。

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1) 国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動

○原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力をを行うものとする。

○地方公共団体は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。

○消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

○国土交通省及び高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

2 医療活動

(2) 緊急被ばく医療の実施

○消防庁は、被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について、都道府県の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

3 消火活動

○原子力事業者は、原子力施設の火災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。

○消防機関は、原子力防災管理者等の情報、原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消防活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

○原子力災害発生場所以外の市町村は、原子力災害発生場所を管轄する地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

○消防庁は、必要に応じ、原子力災害発生場所以外の地方公共団体の消防機関による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。

○原子力災害合同対策協議会は、必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

4 惨事ストレス対策

○救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

○消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第7節 物資の調達、供給活動

(2) 地方公共団体による物資の調達・供給

○被災地方公共団体は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、原子力災害対策本部が設置されている場合には原子力災害対策本部に、原子力災害対策本部が設置されていない場合は、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に物資の調達を要請するものとする。

(3) 国による物資の調達・供給

○原子力災害対策本部等及び緊急輸送関係省庁は、物資の輸送について、輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

○原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会、国土交通省、経済産業省、内閣府、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署等の関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

○国〔原子力規制委員会、国土交通省〕は、緊急時モニタリング及び医療等に関する専門家、現地対策

本部等の要員等の派遣に当たっては、必要に応じ、緊急輸送関係省庁の協力を得るものとする。
○事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

第3章 災害復旧

第2節 原子力災害事後対策

○国(原子力規制委員会、警察庁、消防庁、海上保安庁)は、警戒区域や避難指示区域等が引き続き設定されている間は、盗難防止対策、区域内の治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

第4章 原子力艦の原子力災害

第3節 犯罪の予防等社会秩序の維持

○警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関は、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安の確保、火災の予防等に努めるものとする。

○関係市町村長等が避難のための勧告、指示等を行った区域については、警察機関、消防機関、海上保安部署、道路管理者及び鉄道事業者は、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

2 輸送支援

○非常災害対策本部等は、必要に応じ、関係機関[警察庁、防衛省、消防庁、海上保安庁]に輸送支援の依頼を行うものとする。

○警察庁及び消防庁は、非常災害対策本部等の依頼に基づき、所掌業務に支障を及ぼさない範囲での輸送支援の応援のための措置をとるものとする。

第5節 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

(1) 国、地方公共団体による救助・救急活動

○消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

(2) 資機材の調達等

○救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

○国及び関係地方公共団体は、必要に応じ、他の地方公共団体又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

2 医療活動

(2) 緊急被ばく医療の実施

○消防庁は、被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について、関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

3 惨事ストレス対策

○救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

○消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。